

特定空家の解体費用を補助します

大鰐町では危険な特定空家に判定された空家について、空家の解体を行う方に対して最大30万円の助成を行う「令和7年度大鰐町特定空家除却事業費補助金」を交付します。

○補助の対象

大鰐町に存在する個人が所有する特定空家

○補助の金額

補助対象金額の2分の1以内の額で最大30万円（千円未満の額は切り捨て。）

○補助の対象となる方や建物

- ・ 特定空家の所有者（登記簿謄本に記載されている方。未登記の場合は固定資産台帳に所有者として記載されている方。またはその相続人。）
- ・ 暴力団員でない方
- ・ 本年度以前に空家関係の補助金の交付を受けていない方

○補助の対象とならない方や建物

- ・ 町税等の滞納がある方
- ・ 今年度もしくは今年度以前に空家関係の補助金の交付をすでに受けられた方
- ・ 補助の申請を行う前に実施した方
- ・ 令和8年3月31日までに工事が完了しないもの
- ・ 申請者の3親等以内の親族が経営する業者が工事を行うもの

○募集期間

- ・ 令和7年6月2日（月曜日）～令和7年12月26日（金曜日）

※先着順となります。ご注意ください（募集多数の場合、お待ちいただく場合があります。）

- ・ 遠方にお住まいの方は郵送でも受け付けます。

○お問い合わせ先○

大鰐町役場 建設課：0172-55-6594（空家の解体をしたいとお伝えください）